

山口県公安委員会運営規則

昭和29年7月1日
公安委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)第45条の規定に基づき、山口県公安委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(権限の行使)

第2条 委員会は、その委員をもって組織する会議(以下「会議」という。)の議決によりその権限を行う。

2 委員会は、山口県警察の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。

3 前項の大綱方針は、同項の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。

4 委員会は、第2項の事務の処理が同項の大綱方針に適合していないと認めるときは、山口県警察本部長(以下「本部長」という。)に対し、当該大綱方針に適合させるための措置に関し、必要な指示をするものとする。

5 委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。

(定例会議)

第3条 委員会の定例会議は、毎月3回開くものとし、委員長がこれを招集する。

(臨時会議)

第4条 委員長は、特に必要があるときは、臨時に会議を招集することができる。

2 委員長は、他の委員から要求のあったときは、臨時に会議を招集しなければならない。

(議事事項の通知)

第5条 委員長は、会議開催日の前日までに、招集及び会議事項を他の委員及び本部長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(開会の定員)

第6条 会議は、委員(委員長を含む。)の2名以上が出席しなければこれを開くことができない。

(議長及び議決の方法)

第7条 委員長は、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

(委員長の職務の代行)

第8条 委員長に事故があるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(本部長等の出席)

第9条 本部長は、委員会の求めに応じ会議に出席するものとする。

2 本部長は、委員会の承認を得て、部下職員を会議に出席させることができる。

(事務の委任)

第10条 委員会は、その議決に基づき、軽易な事務又は定例あるものの処理について、本部長に委任することができる。

(会議録)

第11条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記載するものとする。

2 会議録は、警察本部において調製し、保存するものとする。

(根限の行使の特例)

第12条 緊急の場合において、会議を招集するいとまがないとき又は会議を招集してもこれを開くことができないときは、委員長又は委員は、第2条第1項の規定にかかわらず、委員会の根限を行うことができる。この場合においては、当該委員長又は委員は、次の会議においてその旨を委員会に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。